

## 今後の検討の進め方について（案）

### 1 検討の進め方

大気環境部会における了解を踏まえて、当面は本年度目標期間を迎える総量削減基本方針の見直しについて検討を行い、中間報告を取りまとめる。

その後、平成 19 年改正法附則の規定に基づき、制度全般にわたる検討を行い、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について取りまとめる。

### 2 当面の検討について

#### （1） 総量削減基本方針に定める目標の見直しについて

##### ①目標内容

現行の目標である「大気環境基準のおおむね達成」が既に達成されたものと評価できることから、自動車 NOx・PM 法の目的である、「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の確保」を踏まえて、次の目標を「大気環境基準の達成」とすることが妥当ではないか。

##### ②目標期間

局地汚染対策や流入車対策等の各種対策の効果が発現するまでに対策に応じた期間を要すること、各種対策を進めるための関係都府県における計画策定に一定の期間を要すること等を考慮すれば、ある程度の期間が必要。

一方で、なお環境基準が達成されていない局所においては、非達成の状況が長期にわたり継続しており、極力早期の基準達成が求められること、自動車排出ガスの単体規制の強化が着実に進んでいること等を考え合わせると、大気環境基準の達成を目指す目標期間は何年後とすることが妥当か。

## (2) 総量削減基本方針に定める施策等の見直しについて

目標の見直しに当たって、現行の基本方針に位置づけられた施策等について、施策の進捗状況等を踏まえ、局地汚染対策をより効果的に進める等の観点から、必要な点があれば見直すこととする。

現行の基本方針に盛り込まれている項目は次のとおりである。

### 第2 総量削減計画の策定その他対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項

- 1 総量削減計画の策定に関する基本的事項
- 2 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項
  - (1) 自動車単体対策の強化等
  - (2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
  - (3) 低公害車の普及促進
  - (4) エコドライブの普及促進
  - (5) 交通需要の調整・低減
  - (6) 交通流対策の推進
  - (7) 局地汚染対策の推進
  - (8) 普及啓発活動の推進
- 3 重点対策地区の指定に関する基本的事項
- 4 事業者の判断の基準となるべき事項の策定に関する基本的事項

### 第3 その他対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する重要事項

- 1 地方公共団体間の連携
- 2 総量削減計画の進行管理
- 3 調査研究
- 4 地球温暖化対策との連携

### 3 今後のスケジュール

平成 22 年 9 月 13 日 10:00-12:00

#### 第 1 回小委員会

平成 22 年 10 月 15 日 15:00-17:30

#### 第 2 回小委員会

○中間報告に盛り込むべき内容についての議論

○関係都府県等からのヒアリング

平成 22 年 12 月上旬

#### 第 3 回小委員会

○中間報告（パブコメ案）とりまとめ

【第 3 回小委員会終了後      パブリックコメントの実施   】

平成 23 年 1 月上旬

#### 第 4 回小委員会

○パブコメの実施結果について

○中間報告とりまとめ

| 審議継続

|

【 H23 年秋～冬   平成 22 年度大気汚染状況取りまとめ   】

↓

中央環境審議会   答申